

2017年と2018年に相次いで発生した豪雨は、**尊い生命**や、**かけがえのない日々の暮らし**までも、一瞬にして奪い去ってしまいました。言い尽くすことのできない悲しみの中で、“一人一人の生命の尊さ”や“**人権の大切さ**”を、改めて考えさせられました。

かけがえのない生命のこと。

“他人のこと”じゃなく、“自分のこと”として、人権について考えてみましょう

人として 生きる…

第12回『朝倉市人権作品コンクール』
～詩部門【中学生の部】最優秀賞作品～

人は人と笑いあい 人は人と助けあい
人は人とつながりあい 人は人と思ひあう
人だからこそできること

いっしょに笑う人になり 助けあえる人になる
つながりを大切にする人になり 思いやりがある人になる
人だからこそできること

幸せは喜びあい 苦しみは助けあい
生きていくのが人である

人であることに誇りを持ち
人であることに感謝して
一日一日を大切に
人として真っすぐに生きていきたい
人として真剣に生きていきたい



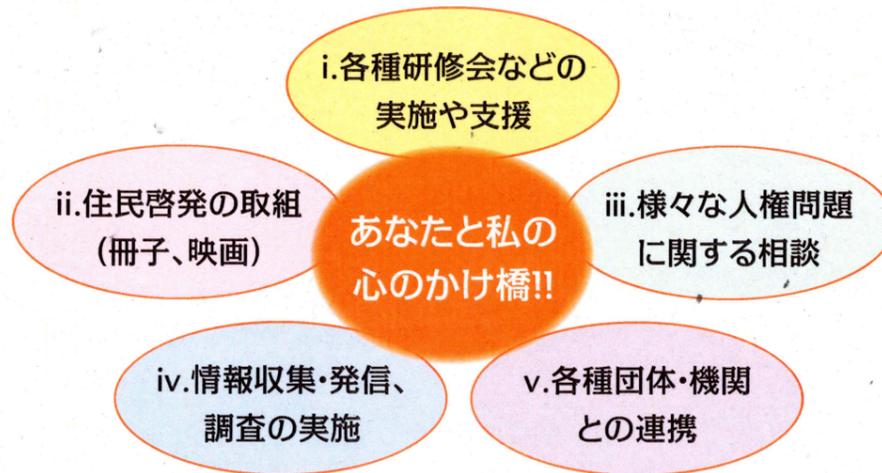
一人一人みんなが、輝く生命の主人公 !!

◆ 朝倉地区人権啓発情報センターは、2015 (H27) 年4月に**差別のないまちづくりをめざすため**、東峰村・筑前町・朝倉市、3市町村の拠点施設として設立されました。

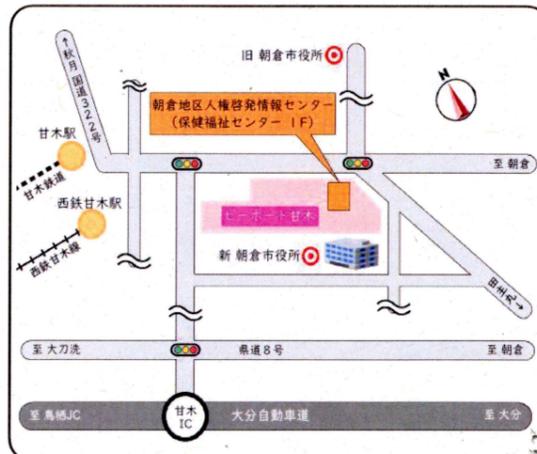
◆ センターでは、各種研修会などの実施や支援の他に、様々な事業に取り組んでいます。



“人権”に関わるご相談をお受けしています。



《朝倉地区人権啓発情報センター》



〒838-0068
福岡県朝倉市甘木198番地1
(ピーポート甘木 保健福祉センター1階)
TEL 0946-52-1182(平日 8:30~17:15)
FAX 0946-52-1162
■ Eメール jinken-center@city.asakura.lg.jp
■ ホームページ <http://www.city.asakura.lg.jp/jinken>

知っていますか…?

人権に関する三つの法律

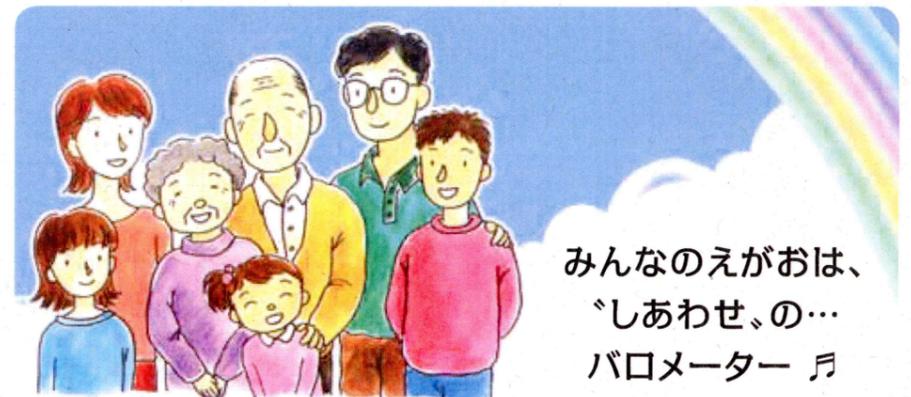
障害者差別解消法
2016 (平成28) 年4月1日施行

ヘイトスピーチ対策法
2016 (平成28) 年6月3日施行

部落差別解消推進法
2016 (平成28) 年12月16日施行

この三つの法律は、みんなの『人権』が大切にされることを願ってつくられたものです。私たち一人一人がこの法律を正しく理解し、ともに行動することで、

“お互いが尊重される社会を築いていきましょう!!”



みんなのえがおは、
“しあわせ”の…
バロメーター ♪